

## 第3回事業総点検（外部点検）会議録（要旨）

平成23年8月5日 13:30～16:30

伊勢市役所 東庁舎 4-3 会議室

### ■会長

それではよろしくお願いいたします。3件ありますので長時間となりますが、がんばっていきたいと思います。進行について確認しておきたいと思います。一つの事業について45分かけて点検をしていきます。最初の15分で当該課からプレゼンテーションをしていただき、その後、意見交換、最後の5分間でまとめの作業をし、全体として45分でまとめて行きたいと思います。本日はそれを3回繰り返すということになります。そのような進行となりますので、よろしくお願いいたします。

## 障害者手当等給付事業

### ■会長

それでは、最初の事業です。障害者手当等給付事業について、障がい福祉課の皆さん、よろしくお願いいたします。

### ●障がい福祉課長

よろしくお願いいたします。それでは伊勢市福祉給付金支給事業につきましてご説明いたします。

障がい福祉課では、身体障がい者福祉に関すること、知的障がい者福祉に関すること、精神障がい者福祉に関すること、特別障害者手当等に関することなどの業務を行っています。

平成18年に施行されました障害者自立支援法に基づき、障がいのある方の地域での自立と、社会経済活動への参加を促進するため、障害者福祉の増進を図ることを目的に各種事業を進めているところです。サービスは、個々の障がいのある方々の障がい程度、介護者、居住等の状況など勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されております。

障がい福祉サービスは、介護支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」に位置付けられ、国が定める基準により実施し、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担しています。利用者の負担についてですが、原則1割の自己負担、実費負担のほか、負担上限額の設定や、市民税非課税世帯の低所得の方に配慮した負担軽減措置があります。一部をご紹介しますと、「介護給付」には、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行う「居宅介護」などの訪問系サービス、常に介護を必要とする方に昼間に入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動の機会を提供する「生活介護」などを行う日中活動系サービス、施設に入所する方に夜間や休日に入浴や排せつ、食事の介護などを行う「施設入所支援」などがあります。また、「訓練等給付」の主なものは、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う「自立訓練」、一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援」などがあります。

地域生活支援事業については、障がいのある方が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生

活又は社会生活を営むことができるよう、地域で生活する障がいのある方のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で実施する事業です。主な事業に障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う「相談支援事業」がありますが、平成 18 年 10 月から市内の社会福祉法人に委託し、「伊勢・度会地区障害者相談支援センタープレス」を開設しています。また、日常生活の不便を解消するため、人工肛門等を備えた方へのストマ用装具などの給付を行う日常生活用具給付等事業などを実施しています。以上が障害者自立支援法に基づくサービスの概要です。

次に、特別障害者手当等に関することです。重度障がいによって生じる負担軽減を図るため、国の制度として国が 4 分の 3 を負担して、精神又は身体に重度の障がいがあるため常時介護を必要とする在宅の 20 歳未満の方へ支給する障害児福祉手当、精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、常時特別の介護を必要とする在宅の 20 歳以上の方へ支給する特別障害者手当として障害者手当等給付事業を実施しています。

本日の福祉給付金支給事業は、先ほど説明した障害者手当等給付事業のうち、市の単独事業として、経済的支援を行う事業であり、資料としてお示しさせていただきました要綱にもありますとおり、常時介護を必要とする重度心身障害者に福祉給付金を支給することにより福祉の増進を図ることを目的としたものです。

次に、福祉給付金の支給対象者でございますが、まずは、身体障害者手帳 1 級を所持している方、この場合、身体障害者手帳を所持している方のうち、その障がいがあるのが耳の障がいなのか、手足の障がいなのか、内臓の障がいなのかなど、障がいの種別は関係なく、等級が 1 級の方をすべて対象としています。そのほか、療育手帳の程度「A」を所持している方、精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している方を対象とし、そのうち、伊勢市で在宅生活をし、市民税非課税世帯に属する方を対象としております。なお、対象者要件に該当する方であっても、次に該当する方は支給の対象外としています。まずは、施設へ入所している方につきましては支給の対象外としています。なお、入院の場合は在宅とみなし、支給対象としています。次に、伊勢市介護用品支給事業及び伊勢市重度心身障害者紙おむつ等支給事業を利用している方につきましては、在宅の寝たきり等の高齢者や重度障がいのある方への同様の助成ということから、重複支給を制限するため、支給の対象外としています。次に一人あたりの支給額ですが、年額 24,000 円となっており、年 2 回、6 月と 12 月に 12,000 円ずつを支給しています。月額に換算すると 2,000 円ずつの支給となっています。支給申請は年 1 回ですが、6 月、12 月の初日でそれぞれ対象者要件に該当するかどうかを審査しています。平成 22 年度の実績を見ますと、6 月分で 143 人、12 月分で 165 人、延べ 308 人の方へ支給し、総額 369 万 6 千円の支出となっております。本事業は、市単独事業であることから、369 万 6 千円はすべて市の一般財源にて賄っています。

事業費について、過去からの推移を見ますと、障害者手帳をお持ちの方が増えていること景気の低迷等により非課税世帯が増えていること等々が影響しているものと思われませんが、右肩上がりの増加となっています。また、支給対象者数の推移につきましても、同様の伸びとなっています。

当市の手帳所持者数自体の推移につきましても、平成 23 年 3 月末日現在、身体障害者手帳の交付者数は 6,673 人で 1 級の方は 1,907 人、療育手帳交付者数は 813 人で、障がい程度が A (重度) の方は 406 人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 533 人で 1 級の方は 62 人、3 つの障害を合わせて

8,019人となり伊勢市の人口(132,463人)に対する割合は6.1%で、市の人口が減少している中、障害者手帳ごとに毎年度増加しています。

次に、今回の伊勢市福祉給付金支給事業の4つの視点の自己評価についてですが、まず、社会的需要の評価です。重度障がいがある人に対する一般的な所得保障としては障害基礎年金、障害基礎年金の等級が1級の方ですと、月額82,175円が、その他特に必要とされる経済的負担の軽減を図るものとしては特別障害者手当、月額26,340円が国において制度化されています。担当課としては、本市が実施している福祉給付金につきましては、月額2,000円と少額ですが、精神的負担の軽減としての役割、需要が大きいものと認識しています。

次に、公平性についての評価です。本給付金は、低所得世帯への扶助とし、市における同様の制度における重複支給の除外等、公正性の確保に努めていると考えています。

次に民間委託・業務改善についての評価です。民間委託については、本事業の対象者要件の確認手段、費用対効果等を考えますと、民間委託は不可能であると考えています。

業務改善については、昨年度まで、本給付金前年度申請者に対し、当該年度の申請書等をあらかじめ郵送することで、申請を勧奨していたところでしたが、今年度は申請主義の観点等から、広報いせ等での周知のみとし、経費削減に努めたところですが、対象者でありながら受給されていない方がないよう、今後も引き続き、広報誌、窓口等での周知徹底を継続していきます。以上が、障がい福祉課としての自己評価結果です。

最後に、当課が本事業に対する課題として捉えている部分をご説明します。合併協議にかかる調整の影響もありますが、対象者要件を手帳の等級により限定していることから、本来の目的による対象者である常時介護を必要とする人以外への支給も含まれています。例えば、同じ身体障害者手帳1級を所持している方であっても、手足に障がいをお持ちで寝たきりの方もいれば、内臓の障がいで見ると障がいの有無がわからず、常時の介護が必要でない方も見受けられます。

本来の本事業の目的による対象者は常時介護を必要とする人ですので、常時介護を必要とするかどうかを対象者要件とすべきと考えますが、その判断基準等を設けることが容易ではないことから、課題と考えながらも現状のままとなっているものです。

以上、簡単ですが事業の概要等の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

## ■会長

ありがとうございます。ご質問があればお願いします。

## ■委員

自己評価の社会的需要の部分で、精神的負担の軽減としての役割ということで理由付けをされていますが、精神的負担の軽減というものが良く分かりません。具体的にはどういうことですか？障害者基礎年金は生活保護などと比べると額が低いと言われています。障がいを持っていることから、そのための出費もあると思います。そういったことから、障がい者が自立していくためには必要な経費が算定され、基礎年金が低いのであれば、それを補てんする必要があるという趣旨でこういった給付金が設けられているのかと思ったのですが、これを見ると精神的負担の軽減と記載されていますので、その辺りが理解できませんでしたのでお尋ねします。

### ●障がい福祉課長

委員がおっしゃったとおり、障がいをお持ちのためにどうしても制約が生じることがあります。そういう部分も踏まえた精神的な負担の軽減というふうに捉えています。生活保護についても、それぞれ基準があり、個々のケースもあります。私どももどれくらい生活保護の方が受給されるのだろうということで、一応の目安ですが、例えば、年齢区分で20歳から40歳で見ると33,020円、それから第2類の基準額ということで、人員を一人ということで見させてもらうと35,610円、それに1,2級の障がい居宅というところで見させてもらうと、23,100円で、合計しますと、例えば、91,730円ということです。社会的需要で示させていただいている年金の月額82,175円と月額障害者手当の26,340円の合計108,515円とやや高くなります。ただ、生活保護はそのあと色々な加算があるかと思しますので、それを比較しますと、ややもすると低い設定となる可能性もあろうかと思えます。個々のケースによって一概には言えないと思えます。

### ■委員

2,000円という金額はどのような基準で決められたのですか？

### ●障がい福祉課長

旧伊勢市で昭和52年に創設された制度で、年間9,000円ということで支給をしていました。当初としては、在宅の障害者の方に対する経済的な支援と（支給の際に）民生委員に訪問をしていただいて、その際の安否確認など障がい者の方の関係作りの端緒として活用されてきた部分もありました。合併後は口座への振り込みになり、当初の意義は薄らいできている部分はあります。県内の状況を見ると、いなべ市では支給をしていません。四日市市の場合、身体1,2級と知的IQ35以下の方について、月々2,000円支給されています。県内でも支給している自治体の方が多い状態です。

### ■会長

対象者は4条件をすべて満たす方ということで、どの程度申請漏れがあるかをお尋ねします。具体的な数値はありますか？

### ●障がい福祉課長

資料に手帳所持者数の推移があると思いますが、例えば平成22年度ですと精神障害者保健福祉手帳の1級の方が62名、療育手帳Aが406名、身体障害者手帳1級の方が1,907名ということで、この方が対象となり、ここから所得の要件など除外をしていくこととなります。

### ■会長

その除外をしていった数が、実際に支給されている人数になるのですか？

### ●障がい福祉課長

あくまで申請主義のため、申請していただいた方に支給をしています。

## ■会長

申請をしていない方がどれくらいいるかわかりますか？

## ●障がい福祉課長

非課税世帯かどうかを審査する必要があり、税情報を勝手に見る事ができないため、あくまで申請をいただいてから、要件を満たすか確認をさせていただくことになります。先んじて所得を確認してから該当しているかどうかをお知らせしているものではありません。

## ■委員

申請要件を満たしているかどうかを市の側ではチェックしていないということですか？申請をさせていただいてから、要件を満たしているかを確認するということですか？

## ●障がい福祉課長

あくまで申請をさせていただいてからです。

## ■委員

昨年度までは前年度の申請者に申請書を送っていたとのことですが、これはそういったチェックの前に送っていたということですか？

## ●障がい福祉課長

申請者によっては課税状況が変わる可能性はありますが、前年度に該当していたということは、本年度も該当すると思われるということからサービスの観点からご案内させていただくということです。

## ■委員

申請率をどう上げるかというところが一番の問題だと思います。手帳を持っていることが大きなポイントになるわけで、手帳をもっている人すべてに申請をさせる訳にはいかないのですか？

## ●障がい福祉課主幹

対象者数については延べで 2,400 名程度の方、その中で施設入所の方など判断が難しいところもあり、所得の調査や他に利用している制度等については、申請書にこちらが調査をしても良いという承諾をいただいて調査を始めています。物理的に 2 千数百件送れば良いということかもしれませんが、伊勢市以外の施設に入所されている方なども含まれており、いろいろなケースがありますので、すべての方に通知を送るのは難しいと思っています。

## ■委員

今の方針ですと、市の側から手を差し伸べるのは難しいということになりますか？本人から申請がない限りは対象になって行かないのですよね？

●障がい福祉課主幹

そうです。ただ、新規の方については該当しそうな方にはこちらからご案内をさせていただいています。しかし、そこでも所得については確認できませんので、ご本人が非課税世帯であることを分かっておられれば申請をしていただきますし、申請を受けてもダメな場合もあります。

■委員

申請をしていただく働きかけはしないとまずいのではないですか？ちょっと受動的すぎるという感じがします。

●障がい福祉課主幹

そういうことで、広報いせに掲載させていただいて、申請を呼びかけています。

■委員

その部分が少し弱いような気がします。広報いせを読まれない障がいを持った方も多いと思います。そのあたりが公平性に少し欠けるのかなと思います。

■委員

広報いせ以外に何か措置は取られていますか？

●障がい福祉課主幹

新規の方は当然ですが、相談にみえた方に全体の制度説明をする資料を使ってご案内しています。特別障害者手当の申請に来た方で、これに該当する方には合わせて申請をいただいています。

■委員

国の政策を含めて、少し受け身かなと思います。行政の方から積極的に援助の手を差し伸べる方があっても良いのかなと思います。ご家族の方でも結構知らない方が多いと思います。民生委員を活用して地域の対象者の掘り起こしをしている地域もありますので、その辺りの取組を行政から積極的にしていただけると漏れはなってくるのかなと思います。

●障がい福祉課長

昨年は広報いせで、福祉サービスのシリーズ的なものでご案内をさせていただきました。今後も留意して、さらに周知方法の検討を進めていきたいと思っています。

■委員

受給する権利があって、給付されていない方の割合は気になります。

■委員

課題にもありますが、常時介護を必要としない方も申請をしていることもあるのですか？

●障がい福祉課長

申請をしているというわけではなく、見た目では内臓疾患があるとはわからない方もおられます。そういった方の中には、常時介護を必要とするところまでは行かない方もおられます。ただ、身体障害者手帳は1級になるというところかなと思います。

■委員

要綱に書いてあるにもかかわらず、そのとおりにしていないというのはまずいと思いますが。

●障がい福祉課主幹

国の制度で特別障害者手当というものがあり、そちらは市の方で認定をしていますが、それについては一度申請していただいて、診断書を取っていただいて、その診断書の中に日常生活動作的な項目があり、それが何件以上という客観的な判断ができます。この事業で同じような診断書を作ったとすると診断書料が発生してしまいます。年額24,000円のために診断書料が3,000円かかるということになってしまいます。例えば、そのなかで所得の要件がダメだと、診断書料が無駄になってしまいます。なかなかそこで客観的な確認をしづらい状況になっています。当然、寝たきりの方は家族が申請に見えますので、こちらから出向いて調査というところまではできていません。

■委員

診断書料を市が負担することはできないのですか？診断書料は受給を受ける方には結構負担になります。

●障がい福祉課主幹

国の身体障害者手帳に使う診断書料も、手当の診断書料もご自身の負担です。

■委員

受給する額とかかる費用との比率の問題です。

●障がい福祉課主幹

生活保護などでは、免除される場合もありますが、国県の制度自体が個人持ちとなっています。

■委員

市民病院などで診断を受けて、その費用を市が持つという優遇措置を取るなどの方法も考えられます。そのような方法は考えられないですか？

### ●障がい福祉課主幹

障害者手帳等は県の指定の医療機関でないと診断書はダメです。手当についてもほとんどの方は主治医の先生に書いていただいています。いきなり伊勢病院に来ても状態を把握していませんので、多分書いていただけないのではないかと思います。

### ●障がい福祉課長

先ほど要綱通りに実施されていないのではないかとのご意見もいただきましたが、合併前の旧伊勢市では手当の対象者について常時床に伏している重度の障がい者に支給させていただいていました。一方で合併前の旧町において身体障害者手帳の1級、療育手帳のA、寝たきり及び痴呆老人の非課税世帯を対象にしておりました。合併後の新しい要綱のなかでは、目的については、常時介護を必要とする方を対象ということにさせていただいておりますが、定義については、身体障害者手帳の1級、療育手帳のA、精神障害者保健福祉手帳の1級をお持ちの方を重度心身障害者と定義させていただいております。目的で常時介護を必要とするという記載があることを、私ども課題にさせていただいておりますが、要綱どおりにしていないということではないかと思います。

### ■委員

客観的にわかる数値で決めておいた方が事務を処理する場合にも楽ではないかと思います。

### ■委員

要介護認定などは行わないのですか？

### ●障がい福祉課主幹

手当を受けていただいている方には、要介護認定を受けておられる方もいると思いますが、介護保険の対象外の方も、手当の対象となってきますので、手帳の所持者という定義を定めています。

### ■委員

例えば、40歳以上は要介護〇〇以上などを決めてしまっってはいけないのですか。

### ●障がい福祉課主幹

他の先ほどサービスと併用ができないというお話をさせていただきましたが、紙おむつなどのサービスは受けられなくなります。

### ■委員

要介護だと、そちらの支給が出てくるのが難しいのですね。

### ■委員

申請ありきというところが気になります。



●障がい福祉課長

やはり税情報を事前にご案内することができませんので難しいところです。必ず税情報を調査するための同意が必要となります。

■委員

県内の他の自治体も同じような申請方法ですか？

■委員

申請基準ですよ。税法情報はどこの県でも、どこの市でも見れないはずですから。

●障がい福祉課長

第一義的には、手帳を渡させていただく際は必ずご家族等が窓口に来ていただき、その際にご案内をさせていただき、説明はさせていただいています。

■委員

そこで同意書を全部取ってしまうということにはできないのですか？

●障がい福祉課主幹

目的なく所得調査をしても良いという同意が取れるかどうか、納得していただけるかどうかです。

■委員

それで同意を取れなかったらそれはしょうがないと思います。

●障がい福祉課主幹

福祉給付金に該当する方は、特別障害者手当に該当される方もみえますので、診断書等を取る必要があります。そうすると、その場で手続きができない場合もあります。そちらについては、後日の手続きとなります。ただ、福祉医療の関係についてはその場で把握することになりますので、医療保険課に周っていただいて、その場で手続きをしていただきという案内はしています。

■委員

給付率を上げるという点からは、手帳を交付する際に可能の方については同意をいただくという方法もあると思います。介護認定では一度認定されると、その後に市から調査が入ります。そのような方法も取れなくはないと思います。難しい点もあるかとは思いますが。

■会長

そろそろまとめの作業に入ります。今のご意見は、いかに公平性を保つかという視点でのご意見だったと思います。自己評価の部分では、他のサービスとの重複がないようにとの視点で書いていただいているのですが、今、一番話題に上がっていたのは申請漏れをどう防ぐかという議論があったか

と思います。それぞれ努力されているということで、特に新規で対象となる可能性のある方に対して、説明をしっかりといただいているとのことでした。それを更に強化するという一方で、同意書その場で取ればどうかというご提案がありましたが、それが難しいのではないかということでした。少なくとも、申請をすれば同意を求めますという説明がしっかりとされていれば、特に問題はないかと思います。現状で申請漏れを防ぐ対策を取っているということ、自己評価の公平性の部分に書きくわえていただいても良いのかなと思います。合併時に高いサービスに合わせたということで、公平性は維持しているということは、評価されるべきと思いますが、他自治体と比較した際に、伊勢市としてどう判断するかという課題は残ります。

もう一点、要綱の目的で「常時介護を必要とする」としているのに、定義を手帳所持者と拡げられていますので、必ずしも必要とする方以外も対象に含まれている点については、客観的な基準を使っている以上、仕方がないと思います。それを厳密にやろうとすれば、かなり経費もかかりますし、利用者に対する負担もかかると思いますので、公平性の点では問題があるかもしれませんが、現状では対象となる人が漏れている訳ではないので、仕方がないと思います。公平性に関してお話をいただきましてので、それをもう一度まとめて、項目を追加して、公平性について吟味をしていくというまとめ方にさせていただきたいと思います。

社会的需要、民間委託については問題がないと思います。

業務改善は公平性と競合すると思います。特に広報いせだけの周知に限定したというところで大丈夫かという意見だったと思いますが、それについても新規の方について周知を徹底しているということで、業務改善では問題になって来ないのではないかと思います。気になるのは、前年申請者に対する申請の勧奨はもうされていないのですか？

#### ●障がい福祉課長

はい。今年度からしていません。

#### ■会長

それで申請を忘れたという方はいませんか？

#### ●障がい福祉課職員

前年度申請者への広報のみの周知になることは事前に手紙でご案内をさせていただいております。今年度の6月の申請については、多少申請は減っていますが、忘れていたという方は直接は聞いておりませんが、そのような方がいないとは言い切れないと思っています。

#### ■会長

長期的に見て下がって来るようであれば、業務改善の部分で復活させることも考えていただければと思います。

それでは、4点についてまとめ直しをさせていただきました。特に公平性について意見を加味させていただいたということで外部点検のまとめとさせていただきたいと思います。

## 老人乗合バス運賃助成事業

### ■会長

それでは、次の事業です。老人乗合バス運賃助成事業について、長寿課の皆さん、よろしく願います。

### ●長寿課長

よろしく願います。それではまず、長寿課の業務について簡単にご説明をさせていただきます。長寿課は高齢者の福祉を担当している課で、老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な施策を行い、高齢者の保健・福祉の増進に努めています。係は、長寿係と地域包括支援センターの2つの係から構成されております。主な業務といたしましては、高齢者の生活支援に関する事業、高齢者の生きがい・社会参加促進事業、高齢者の福祉施設に関すること、高齢者の総合相談事業、高齢者の権利擁護事業などを行っています。

まず、生活支援に関する事業としましては、高齢者が、安心して自立した生活がおくれるように、寝たきりの方の医療機関受診などの移送や外出支援として、リフト付タクシー助成を行う外出支援サービス事業や、介護保険で非該当である虚弱な高齢者の方に大掃除や庭の手入れ等の簡単な日常生活の援助を行う軽度生活援助事業や、虚弱なひとり暮らし高齢者に、緊急通報装置を貸与する緊急通報体制等整備事業等を行っています。生きがい・社会参加促進事業としましては、介護保険非該当で家に閉じこもりがちな虚弱な高齢者の方に、日常生活訓練や趣味活動に参加していただける場を提供する生きがい活動支援通所事業や、市内に120クラブほどあります老人クラブ活動支援や補助を行っている老人クラブ補助事業、外出支援を目的に実施している老人乗合バス運賃助成事業等を行っています。福祉施設に関することでは、経済的理由や環境上の理由で、居宅で養護を受けることが困難な方を入所判定委員会で審査をし、養護老人ホーム等へ入所させる、老人ホーム入所措置事業等を行っています。総合相談事業では、高齢者の介護・福祉・健康に関する相談をさせていただいており、地域包括支援センターの専門職である、主任ケアマネージャーをはじめ、社会福祉士・保健師が相談の対応・支援をさせていただいています。権利擁護事業としましては、高齢者の権利を守るため、高齢者虐待防止の啓発や早期発見のための活動や、認知症などで判断能力が低下された高齢者の成年後見制度の紹介や支援を行っています。

本日ご説明いたします老人乗合バス運賃助成事業につきましては、長寿課の主な業務のうち、生きがい・社会参加促進事業のひとつであり、高齢者の外出を支援することにより、社会参加の促進をねらった事業です。それでは、老人乗合バス運賃助成事業について、ご説明をさせていただきます。まず、伊勢市の高齢者の状況を簡単にご説明させていただきます。平成23年4月1日の住民基本台帳より、人口は133,669人、65歳以上の高齢者は34,189人、高齢化率は25.6%です。今後の将来人口推計ですが、伊勢市が独自に推計をいたしました数字では、今後、人口は少しずつ減少傾向をたどり、20年後には、114,748人となるであろうと予測されています。65歳以上の高齢者についても20年後には、37,564人となると推計されています。高齢化率につきましては、年少人口（0歳～14歳人口）・生産年齢人口（15歳～64歳人口）の減少の幅が大きいこともあり、今後も年々上昇を続け、20年後には高齢化率の推計は、32.7%とされています。

老人乗合バス運賃助成事業の経過ですが、旧伊勢市事業開始は昭和 50 年度と、大変長い経過のある事業であり、経過をたどってみますと回数券方式・フリーパス方式と変遷を重ねた事業で、その時々ニーズや情勢により、実施された事業です。合併前の状況としまして、旧伊勢市では、フリーパス方式といたしまして、外出支援を目的に 75 歳以上の高齢者に対して無料で伊勢市内全線有効のフリーパスを交付し、市内全線自由にバスに乗れる状況でした。旧二見町では同様な事業はなく、旧小俣町では町内の 5 系統を 2 台のバスが福祉バスとして運行し、小俣町図書カード所有者・障がいをお持ちの方、未就学児童は無料、それ以外の方は料金 100 円で利用できるものでした。旧御菌村では、同様な事業は実施されていませんでした。合併後、新市として総合交通体系のなかで調整がなされ、財政的な面も考慮され、平成 19 年度から現在実施形態にほぼ近い回数券方式の導入となったものです。

現在実施しております老人乗合バス運賃助成事業の詳細をご説明させていただきます。事業の目的は、バス運賃を助成することにより高齢者の外出を容易にし、社会参加の促進や健康の保持増進を図り、高齢者福祉の増進を行うものです。対象者は、伊勢市に住民票を有する 75 歳以上の高齢者です。対象者の方には、個人通知でお知らせをさせていただいています。乗車券の種類ですが、申請により 1 年間に 1 回乗車券を交付しています。100 円券×40 枚綴りのものか、1 回乗り切り券が 12 枚綴りのものか、どちらか選択することができます。乗車券の利用可能な範囲ですが、スカイライン線を除く伊勢市内の三重交通運行区間全線と、コミュニティバスであるおかげバス全線となっています。

事業の実施状況につきましては、年度別の対象者・交付数・交付率と利用枚数を発行枚数で除した割合で求めました。交付率は、52～56%前後、利用率は、44～52%前後となっています。事業費の推移は年度別総事業費、その内訳として、運賃助成金額及びその他の経費を示しました。委託したバス運行会社への支払いにつきましては、回収されたバス券の枚数に応じ、年 4 回に分けて支払いを行っております。100 円券は、1 枚あたり 100 円で、乗り切り券は、1 枚あたり 335 円として換算し、請求をいただいています。

今年度に窓口交付に来所されました高齢者の方にご協力いただき、アンケートを実施しました。アンケートの実施時期は、平成 23 年 3 月 24 日～4 月末日までで、ご協力をいただいた方は 4,085 名です。主な質問項目は性別と年齢、前年度のバス券使用状況、利用目的、利用頻度について伺いました。平成 22 年度の使用状況につきましては、もらってないと回答された 121 人を除きますと、バス券をもらっていた方は、3,964 人となり、全体の約 47%の 1,879 人が全部使い切ってみえます。使用目的を、主なもの 2 つを選んでいただく設問では、大半の方が通院・買い物での利用となっています。利用頻度については、月に 1～2 回が最も多く、次いで週に 1～2 回となっていました。

最後になりましたが、老人乗り合いバス運賃助成事業につきまして、担当課の自己評価ですが、社会的需要の視点については、県内の 14 市を調べてみますと、同様の事業実施をしている市はなく、伊勢市だけとなっております。市民からの御意見につきましては、フリーパス方式へ戻して欲しいとか、タクシー券に変更して欲しいとか、4,000 円では足りないとか、様々な御意見をいただいております。市民ニーズが高い事業であると思っています。安定した事業実施を進めるためには委託先のバス運行会社が乗車人員に見合った収入を確保できること、市は利用実績に応じた委託料を支払うことそれぞれが求められると思っています。フリーパス方式につきましては、正確な利用実績を把握

することは困難であることなど、難しい部分が多いと考えています。公平性につきましては大きな視点で見ますと、年齢到達者全員が交付対象となりますので公平性はあると考えています。ただ、バスに乗れない方やバスの便が悪い所に住んでいる方のことなどもありますので、その辺りは、公平性は保たれていない部分もあると考えています。業務改善の視点ですが、事業実績から見まして75歳以上の高齢者の約半数に交付し利用率も約半数程度ありますことから、担当課としては、バスは高齢者の足の一つとして、通院や買い物の交通手段として欠かせないものであり、老人乗り合いバス運賃助成事業は重要な事業であると考えています。アンケート集計から見ても、バスを交通手段としている高齢者への外出支援としては一定の効果があると考えていますが、財政的な面では今後の高齢者の増加を鑑みますと、予算の増額が見込まれる事業であると考えています。事業の実施手法は、いろいろあると思いますが、今後、研究を重ねていきたいと考えています。民間委託の視点ですが、交付事務等も含めた全事業の民間委託することにつきましては、高齢者の利便性や配布場所の確保等考えますと、困難であると思っています。以上、簡単ではございますが、事業説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

■会長

ありがとうございます。それでは、委員の方からご質問等あればお願いします。

■委員

実施状況について、対象となった方が全員もらっていないということですが、これは取りに来られないということですか？

●長寿課長

はい。そうです。ただ、高齢者の方ですので、代理の方も認めさせていただいていますので、ご家族等が取りに来ていただく方もたくさんいます。

■会長

対象者に郵送で個人通知をして、それを見て取りに来られるということですか？

●長寿課長

はい。

■会長

利用率は、実際に取りに来られた方を把握した中で、何枚使われたかということですか？

●長寿課長

交付された人数に、各交付枚数をかけたものと、回収された枚数から利用率を出しています。

■委員

ということは、対象者の利用率は25%程度となるわけですか？

●長寿課長

そうです。ただ、75歳以上のすべての方を対象とさせていただきますので、現実的には施設に入っておられる方などもすべて含めた対象者で計算しています。

■委員

現在、バスの運賃助成を行っているのが、(県内で)伊勢市のみということで、他ではどこもやっていないのですか？コミュニティバスを安くするなど。

●長寿課長

コミュニティバスをやっているところはあると思いますが、助成券を出しているというところは(県内では)ありません。津市は平成20年度まで事業を実施していましたが、市町村合併によって、調整がつかないということで、廃止されたと聞いています。

■委員

2030年の高齢者の予測の数値が出ていますが、対象が75歳以上なので65歳以上の数値を見ても意味がないのではないですか？

●長寿課長

それについては、75歳以上の推計も確認させていただきまして、75歳以上の20年後につきましては22,693人で、現在の17,860人と比べますと1.27倍となっています。

■委員

75歳以上がかなり増えますよね？

●長寿課長

はい。65歳以上ですと1.1倍となります。

■委員

バスの乗降している状態を見ると、意外と利用率が高かったなと思っています。病院の前などを見ると、あまり乗っている人が多いとは思わないのですが。

●長寿課長

発行された全体枚数に対する実際の回収枚数で計算した利用率ですので、一人当たりがわかりにくいですが、アンケートの中で前年度のバス券を全部使い切った方の数が参考になるかと思っています。

■委員

アンケートを出された方は4,000人ですが、どのように選択されたのですか？

●長寿課長

アンケートを出したわけではなく、申請にお越しいただいた際に簡単な1枚もののアンケートをお願いし、その場で書いていただいて集計したものです。ご利用していただいている方へのアンケートと言えるかもしれません。

■委員

財源の中にはその他の財源が多いですが、その他の財源とはどこからの財源が多いのですか？

●長寿課長

財源につきましては、地域福祉基金という基金から繰り入れをして運用しています。

■委員

交付金額を増やす可能性はありますか？フリーパスが一番使いやすいとは思いますが。

●長寿課長

フリーパス方式は利用状況がはっきりわからないところがありますので、それに対していくら支払えば良いか、市の立場からすると実績の把握や金額設定が困難であると考えています。

■委員

県の老人介護に対する施策、国の施策もそうですが、訪問介護に力を入れる形になっています。自宅にいる方に対して、サービスから出向いていきましょうということになって来ていますが、この事業は老人の方に外出してもらいましょうという事業です。その兼ね合いはどのように考えておられますか？

●長寿課長

バスを利用するということで、比較のお元気な方を想定しています。いろいろな考え方があるかとは思いますが、介護予防という観点からは、バスを利用していただいて、お元気でいただくことを考えています。

■委員

地域包括のサービスが充実してこないと、元気な状態で高齢者の方に在宅でいていただくことになりにくいのではないですか？

### ●長寿課長

地域包括の場合ですと介護予防の考え方が基にありまして、できるだけ自立した生活をするのが基本的な考え方だと思っています。支援を受けていても、支援を必要としない状況に体調を整えて行く考え方かと思います。出向くという形のもの、もう少し見守りが必要な方が施設に入ることへの希望が高くなる場所を、施設ではなく在宅の方でカバーしていく意味合いがあると思います。

### ■委員

公平性のところで、バス停からの距離や人口カバー率がよく問題にされますが、そういった点では公平であると思われていますか？公平性では利便性などがむしろ問題になると思うのですが。

### ●長寿課長

バス停が遠い、近いという問題は現実的にありますし、公平性が保たれにくいところがありますが、市の交通体系の中でコミュニティバスを走らせており、そちらでカバーをしています。家の前にバス停がある方と家から離れてみえる方もいらっしゃいますが、その点については非常に難しい問題であると思います。

### ■委員

地域によっては、フリー停車制を取っているところもあります。タクシーと同じように、道に出て手を上げれば止まってくれるという方法です。その辺りの検討はされないのですか？

### ■委員

今度（コミュニティバスで）デマンド方式を採用されますが、それに近づけることはできると思うのですが。

### ●長寿課長

その辺りの課題は認識していますが、そちらについては交通政策の方で議論をして進めさせていただいていますので、長寿課としては、高齢者の方の外出支援のためにこの事業を実施させていただいています。

### ■委員

この事業は、長寿課の事業費のかなりを占めていますが、その割に対象者の半分しか交付されておらず、その半分ほどしか使われていないという状況ですよね。この事業をこのまま進めて行っていいのかなとも思います。公平性や社会的需要がどこまであるのかと思いますが、その辺の調査は何かされていますか？例えば、津市はもうこの事業をやめましたが、本当に続けて行くべきか議論をしたことはありますか？



●長寿課長

市民からの意見と言えば、続けて欲しいという意見が多いです。

■委員

実際の使用率が少ないように思います。

●長寿課長

先程も説明をさせていただきましたが、施設に入っておられる方や寝たきりの方も含めた全部で対象者を計算していますので、その辺りの精査ができて、実際に使われる方の割合を計算できれば、もう少し交付率は高くなるかとは思っていますが、把握が困難な部分もあり、そこまでは計算はしていません。

■委員

交付されてない方の意見なども把握していただければと思います。

■委員

これだけ費用をかけるなら、もう少し効果のある方法があるのではないかと思います。たとえば、これをタクシーの方に助成するという考えはありませんか？

●長寿課長

市民の方からもタクシー券にしてもらいたいとの御意見もありますが、外出支援ではバス停まで歩くことも大事であると考えてあえてバス券としている自治体もありますし、バス券でもタクシー券でも選べる自治体もあります。タクシー券でも使えるということになれば、交付率は増えますし、財政的には負担が大きくなると思います。また、タクシー券ですと本人だけでなく、ご家族の利用ができてしまうという点でその辺りもどのように事業実施をしていくかという課題があります。

■委員

利用目的は通院と買い物が大きく占めていますが、買い物などをした後で荷物をもってバスに乗るのかということが気になります。その辺りがタクシーの方が使い勝手が良いのかなと思います。費用はかかりますが。

●長寿課長

おっしゃられるとおりだと思います。

■委員

高齢者の交通事故が増加してくる現実を考える、なるべく車を運転せずに外出していただく政策は妥当かと思います。そうするとタクシーを加味していただいた方が利用率も上がるのではないかと思います。

●長寿課長

すぐに答えは出ませんが、担当課でも他自治体のやり方を調査して研究をさせていただき、御意見を参考にさせていただきたいと思います。

■委員

将来的に費用が上がるのは目に見えていますから、その費用を使っていかに市民の方に喜んでいただいているかを政策に持っていくのが一番重要だと思います。

●長寿課長

財政的なことを考えますと、利用率が上がれば一人当たりの恩恵は下げて行かざるを得ない状況は出てくると思います。そのあたりの考え方をどう整理していくか難しいと考えています。

■委員

乗合バスの乗合というところに意味があると思います。社会参加ということで、高齢者間のコミュニケーションをとりあう場という副次的な効果もあります。社会参加、コミュニケーション、絆という面からは、こういった事業形態の方が良いと思います。

●長寿課長

検討は重ねたいと思います。

■会長

まとめに入ります。社会的需要について論点があると思います。存続の検討をどのように進めて行くのかということで、手掛かりになるのは利用率です。アンケートについては、生の声を得られるということで、社会的需要を得るには持ってこいの手法だと思います。例えば、存続を希望されるかをズバリ聞くのも一つの手ですし、この制度を利用することによって安心して外出できるようになったかを聞くことも一つです。それで出てきた数値で社会的需要を測ることはできると思いますので、客観的なデータに加えて主観的な評価を捉えてみてはいかがでしょうか。

また、客観的な指標として、回収された乗車券は路線別にできますか？

●長寿課長

コミュニティバスについては路線別に把握されていますが、三重交通の路線につきましては、まとめて回収されます。

■会長

利便性のカバー率や、この路線のバスがあればコミュニティバスも乗りやすくなるし、この事業自体も活性化するということの客観的な証拠として、どこで回収できたかというのがつかめれば良いと思いますので、そのようにしていただければと思います。

●長寿課長

はい。実際には難しいと思いますが、可能であれば。

■会長

社会的需要について、もう少し客観的に、あるいは、主観的に根拠を示しながら事業を進めていただきたいというのが一つです。公平性については利便性の問題をどうクリアするかを考えていただきたいと思います。業務改善については、バス以外も考えていただいてはどうかということでした。

交付場所について、現状はどうなっていますか？

●長寿課長

現在、市役所、総合支所、支所の方の13箇所で行うことができる体制を整えています。高齢者であることを鑑み、市役所だけでなく各支所等の窓口で申請していただけるようにさせていただきました。

■会長

それを確保するには民間委託では難しいということですね。

●長寿課長

はい。

■会長

わかりました。それでは、以上となります。ありがとうございました。

## 生涯スポーツ推進事業

### ■会長

続きましては、生涯スポーツ推進事業に移りたいと思います。よろしく申し上げます。

### ●生涯学習・スポーツ課長

生涯スポーツ推進事業の説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

はじめに、生涯学習・スポーツ課の業務について簡単にご紹介します。生涯学習や図書館に関する生涯学習係、人権教育に関する人権学習係、スポーツ振興や体育施設に関するスポーツ振興係、青少年の保護育成に関する青少年育成係の4つの係がございます。そのうち、今回の事業総点検に関わる、スポーツ振興係の業務全体についてご説明いたします。スポーツ振興係の業務については、大きく6つに分けることができます。一つ目は、生涯スポーツの推進であり、この部分がスポーツ振興係の業務の中心となります。生涯スポーツとは、生涯にわたって自分自身のライフスタイルに適したスポーツを楽しみながら継続的に実施することであり、そのためのきっかけ作りを支援するための取り組みがこれにあたります。主な内容といたしましては、気軽に参加できるスポーツ大会・教室の開催、体育指導委員や総合型地域スポーツクラブ等、生涯スポーツを支える団体の育成、並びに生涯スポーツの場の提供として学校体育施設の開放があります。続いて競技スポーツの推進ですが、これは楽しみながら体を動かす生涯スポーツに対し、競技性を重視するもので、技術の向上やトップアスリートの育成などを支援するものです。主な内容としては、競技スポーツ大会・教室の支援、競技スポーツを支える体育協会等の団体の育成、全国大会などに出場する参加者への派遣費の支援があります。次に、集客誘致大会の開催ですが、スポーツ大会を開催することで、県外からの集客による伊勢ブランドの向上を図るとともに、市民のスポーツ参加や観覧の場の提供を通じて、高いレベルの技術取得につながるものとして、次の全国大会規模のスポーツ大会を開催しています。一つ目のお伊勢さんマラソンについては、全国マラソン100選に選ばれるなど全国的に知名度が上がっており、年々参加者が増えている人気の大会です。二つ目は都道府県対抗全日本中学生ソフトテニス大会は、ソフトテニスの甲子園として、中学生の憧れの大会となっております。三つ目の神宮奉納全日本ソフトテニス大会は中高齢者の大会であり、去年は全国各地から300人あまりの参加申し込みをいただいております。四つ目の神宮奉納全日本ジュニア体重別相撲選手権大会及び神宮奉納社会人野球大会はトップレベルの選手による対戦が間近に見られる大会です。続いて、学校体育活動の推進ですが、こちらは伊勢市小学校体育部会や伊勢市中学校体育連盟が実施する大会の支援及び県大会や東海大会、全国大会に出場する選手への派遣費の支援を行っています。国際交流の支援については、伊勢市スポーツ少年団が実施している日独交流や伊勢サッカー協会が実施している小学生の日韓交流への支援を行っています。最後にスポーツ施設の管理運営ですが、市内には倉田山公園野球場や市営庭球場、朝熊山麓公園フットボール場、小俣総合体育館等、多くの市営スポーツ施設があります。それら施設の予約の受付や、市民が安心安全に利用していただけるよう維持管理を行っております。以上、スポーツ振興係の業務のご説明をいたしました。

本日は生涯スポーツの推進の中のスポーツ大会・教室の開催が、今回点検していただく生涯スポーツ推進事業になっていますのでよろしく申し上げます。市民が気軽に参加でき、スポーツを継続

的に行うきっかけとなるための市主催のスポーツ大会・教室については、平成 22 年度はご覧のように開催しました。しかしながら、平成 22 年度の事業につきましては、そのほとんどが市町村合併前に行っていた事業を旧伊勢市、旧二見町、旧小俣町、旧御薮村の地域ごとで行っており、合併前と変わらない状況でした。平成 22 年度の事業評価としましては、まず、社会的需要ですが、現状は、スポーツをする人としらない人の二極化が進んでいるという背景があります。その課題としては、楽しく気軽にスポーツに参加できるきっかけを作るための事業を実施するものの、参加が得にくい事業があるということです。これに対する方向性として、種目や対象年齢等によっては市主催で行わずに他のスポーツ団体をお願いした方が、多くの参加が得られる場合がありますので、他団体との役割分担をさらに明確にし、連携をとっていくことが大切であると考えています。次に、公平性ですが、背景といたしましては、市主催事業は主に体育指導委員が中心となって事業を行っていますが、平成 22 年度においては、合併前の旧市町村の事業を旧来の方法により各地域で行っていました。課題としては、多くの事業が全市民を対象とした事業となっていないこと、地域によって事業数が異なり偏りが生じていることでした。これに対する方向性としては、運営の中心となる伊勢市体育指導委員連絡協議会で協議し、全市民が対象となる事業を実施していくことの確認をしていただきました。続いて、業務改善についてですが、背景といたしましては、合併前の旧市町村の事業をそのまま実施しているため、効率化がされていません。課題として、市主催として行う事業と地域が主体的に行う事業を明確にする必要があると思われます。そして、その方向性として、伊勢市体育指導委員連絡協議会において、平成 22 年度の実施事業について、市主催として行うかどうか、アウトソーシングすべきかどうかを検討し、事業の整理を行うということとしました。最後に、民間委託についてですが、各種団体や地域が主体となり行うほうが効果的であると思われる事業があるため、市の主催事業を見直す必要があると思われます。そのための方向性としては、競技性の高い継続事業は体育協会へ、生涯スポーツを主眼においた継続事業はレクリエーション協会などへ移行するため、民間委託を進める必要があると思われます。

先ほどから、説明させていただく中で、体育指導委員や体育協会等、スポーツ団体の名前を幾つか挙げさせていただいておりますが、それぞれのスポーツ団体は、市のスポーツ振興に大きな役割を果たしていただいております。それぞれの団体の役割についてご説明します。まず、団体の性質といたしましては、体育指導委員やレクリエーション協会につきましては、楽しさを重視した取り組みを行っていただいております。それに対し、体育協会は競技性を重視した取り組みが主になります。スポーツ少年団は、本来楽しさを重視する部分も持ち合わせていますが、傾向として競技趣向が強くなっています。また、総合型地域スポーツクラブにつきましては、その性質上、楽しさから競技性までを兼ね備えるものとなりますが、現在伊勢市においては、生涯スポーツの比重が大きくなっていると思われます。続いて、対象者についてですが、体育指導委員やレクリエーション協会は主に中高齢者を中心としています。体育協会は競技性を重視する観点から成人が中心となっています。子どもを対象としているのはスポーツ少年団であり、全ての年代を対象としているのは総合型地域スポーツクラブとなります。対象地域については、体育指導委員は全市的な取り組みとともに、それぞれの地域におけるスポーツ振興を図っていただいております。また、体育協会やレクリエーション協会は、主に全市的な取り組みを行っていただいております。それに対し、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブは地域を中心に取り組んでいただいております。以上のように、各スポーツ団

体が、それぞれの役割を持ってスポーツの振興を図っていただくことで、市民のスポーツに対するさまざまなニーズに対応することが可能となり、スポーツ環境が整備されると考えます。

これらのことから、市主催事業を運営する体育指導委員の方々と協議を行った結果、平成 23 年度は次のとおり全市的な事業を実施することとなりました。市民ふれあいウォーキングやウォーク&ラリーについては、合併前の旧市町村ごとで実施していたウォーキング事業を整理し、全市民を対象として行うこととなりました。また、実施場所も偏らず行うようにすることで、市民が平等に参加できるよう企画しました。いせスポーツフェスティバルにつきましては、さまざまなニーズに応えられるようにと、一日をかけて多種目の大会や教室を行うこととしております。また、誰でも気軽に参加できるスポーツ教室であるみんなで学校へ集まろうについては、継続することとしました。このように、平成 23 年度は、市民のみなさんが気軽に参加できる事業、スポーツに取り組むきっかけとなる事業、地域的の偏りがなく、なるべく市民のみなさんがたくさん参加できる事業を実施することといたしました。なお、平成 22 年度で終了いたしました市主催事業のうち、ついたち健康ウォーキングにつきましては伊勢市レクリエーション協会が、また、市民バレーボール大会につきましては伊勢市家庭婦人バレーボール連盟が、今年度主催団体となっていただき、引き続き実施していただくことになりました。また、二見町民体育祭や二見ふれ愛マラソンにつきましては、二見地域の方が主催となり実施に向けた取り組みをしていただいています。他の事業については、一部は他の団体や地域が主催となり実施することについて検討していただいているところです。

まとめとしましては、効果的な事業の選択や委託事業の見直しなどにより、平成 23 年度の市主催スポーツ事業をスリム化しました。事業内容については、伊勢市体育指導委員連絡協議会を中心として協議を行い、決定しました。なお、事業の実施結果を踏まえ、来年度に向けた見直しを伊勢市体育指導委員連絡協議会で協議していきます。

以上で生涯スポーツ推進事業のご説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## ■会長

ありがとうございました。それでは質問、意見をお願いしたいと思います。

## ■委員

伊勢市が平成 18 年に健康文化都市宣言をしています。所管は健康福祉部の健康課ですが、レクリエーションや楽しむスポーツについては、健康づくりと共通する部分が多いのではないかと思います。その辺の連携はどのように考えていますか？

## ●生涯学習・スポーツ課長

ウォーキングなどについては、類似の事業として実施をしています。体育指導委員の中で協議し、スポーツ団体の組織が統一されていなかったものを、まずは統一をさせていただいたところです。それに合わせて、次の段階で事業を統合させていただきました。まずは第一段階として、こちらの考え方を整理させていただくのが第一歩かと考えています。次は、おっしゃられたように市の全体の事業を見渡す中で、類似の事業については連携をしながら進めて行かなければならないと思っていますので、そのことも体育指導委員連絡協議会の中で話し合っていたらこうと思います。

## ■委員

スポーツ施設の来館者数について、平成 22 年度で 60 万何千人となっていますが、施設の利用率、稼働率はどうなっていますか？

## ●生涯学習・スポーツ課長

例えば、サッカー場については非常に利用をいただいています。比較的スポーツ施設は利用をいただいていると思います。シーズンがあるスポーツもありますので、シーズン中に利用をいただいで、オフになれば利用が少なくなることもあります。今後は多目的に利用できる部分も考えさせていただいて、通年で利用していただけるようにしていきたいと思っています。

## ■委員

宮川左岸高水敷利用計画についてパブリックコメントをされていますが、それとの関連はどうなっていますか？ソフトボール場や野球場の案が出ていますが、そういった需要が多いのですか？

## ●生涯学習・スポーツ課長

スポーツ施設についてはどれだけの数が適正であるか難しいところですが、他市と比較でそれほど不足しているという認識はありません。大きな大会を開催するにあたっては、ある程度集約された施設が必要であると認識しています。

## ■会長

体育指導委員連絡協議会は今年からできたのですか？

## ●生涯学習・スポーツ課長

元々あったのですが、合併をしているためそれぞれのスタイルの組織体であり、伊勢市一体として活動できる組織ではありませんでした。それを平成 22 年度までに一つの組織体にしていこう協議をさせていただき、その中で何か市全体で事業ができないかということで、今の話ができました。

この話は体育指導員だけでなく、体育協会、スポーツ少年団もそういう状態で、合併後は当面は現行通りとなっており、なかなか一つになれなかったという部分もあります。

## ■会長

役割分担の表に基づいて事業を整理したのですか？

## ●生涯学習・スポーツ課長

はい。各団体に役割を理解してもらいながら、進めてきました。

## ■会長

事業はかなり減っていますが、その分他の事業が増えたということですか？

●生涯学習・スポーツ課長

旧町村で行っていた体育祭については、合併前はそれが一つの自治体単位だったのですが、そういったものを地域にお願いするなかで、もろもろの事業費がなくなってしまったということです。

■委員

評価の測定が非常に難しい事業です。何をもって評価をしようと考えておられますか？

●生涯学習・スポーツ課長

類似の事業を、ある特定の地域の方々を対象に実施していたのを、市民全体、どなたでも参加できる形に変えて行くことで、市全体の事業に変えて行くことになるのではないかと考えています。

■委員

全市の事業になっているかどうかの評価はどうやってしますか？

●生涯学習・スポーツ課長

参加者の住所などで確認をさせていただくことになります。

■委員

必ずしも全市にこだわらなくても良い部分もあるのではないですか？

●生涯学習・スポーツ課長

体育指導委員は地域で行ってもらう役回りもあります。例えば、地域で地域の皆さんと一緒に事業展開をしていくこともありますので、そちらへの支援も若干残した状態で事業を進めています。総合型スポーツクラブの育成や、スポーツ振興会によるスポーツ振興と市全体で参加してもらうものの2つで進めていかなければならないと思っています。

■委員

それがどう生涯スポーツにつながって行くのかなと思います。例えば他自治体では、サッカーの大会を年齢別で行います。地域で予選をして、市の大会へ勝ち上がって来るということをしています。それをいろいろな種目で行います。そうすると施設を使われます。例えば青年の部門は野球とソフトボールを組み合わせたりして、そうして一つの競技として大会を作っていきやり方をされている所もあります。そういうところでは、青年の部から年齢があがると壮年の部へ移っていき、結構継続してそのスポーツがされていく方式をとっています。生涯スポーツという観点からみれば、そういったことを考えて行けば良いのではないのでしょうか。

●生涯学習・スポーツ課長

御意見は参考にさせていただきます。ただ、この事業につきましてはどちらかといえば、きっか



けを作る事業だと考えています。レクリエーションに近い部分を進めて行こうという御意見が多くありました。今回は初年度となりますので、この形の中で実施をさせていただいて、評価をしながら進めて行こうとしているところです。

#### ■委員

ラグビーなどをやったことがなかった人が、壮年の部を作るとはじめてみようかと思って参加していただくことがありますので、結構有効なのかなと思います。やったことのない人が入りやすい環境を作っていくのが大切だと思います。

#### ●生涯学習・スポーツ課長

それに近いのが総合型スポーツクラブで、年齢を問わずに参加していただける組織体です。市内では組織団体数が少ないので、最重要課題として取り組んでいます。

#### ■委員

伊勢市で今一番盛んなスポーツはなんですか？

#### ●生涯学習・スポーツ課長

サッカーや野球だと思います。

#### ■委員

その辺りがきっかけになるのではないかと思います。

#### ●生涯学習・スポーツ課 スポーツ振興係長

先程の件ですが、市主催の各種目の大会は、桑名市、いなべ市、鈴鹿市、津市、鳥羽市、伊賀市で実施をしています。伊勢市もスポーツフェスティバルというのがそれにあたるものです。ただ、組織、事業の見直しが入っていますので、今後種目が、体育協会やいろいろな団体が一緒になって、連携を取りながら何種目か増やして行く形になると思います。

年代を通しての普及は、体育協会があり、そこで36種目団体がありますので、事業で分けているので難しいのですが、別のところで体育協会へ普及・啓発をしていただくための費用やジュニア育成の費用や、競技スポーツをするための負担金を支出させていただいています。実際、それぞれの種目団体で実施していただいているところです。きっかけづくりを各種目団体に実施していただいて、各年代の方がそれぞれのスポーツに馴染んでいただくということも含めてさせていただいているのが現実ですが、それを今後、組織を一本化して、連携をもっと強化しようという中で、おっしゃっていただいたことの充実を図っていきたいと考えています。

#### ■委員

この組織が横割りなのか縦割りなのかわかりませんが、これを横の組織とすると、今度は縦の組織があるのですよね。例えば、少年野球連盟、中学校野球連盟、高等学校野球連盟、社会人野球連

盟といった縦の組織の協力体制が必要になってくるのではないかと思います。そこが上手くいっている地方の自治体もあるので、例えば、野球大会だと小学生の部、中学生の部、高校生の部、社会人の部があって、ラグビー、サッカー、陸上もそういうふうにあって、縦と横の組織の連携が取れているところが上手くいっている気がします。

#### ●生涯学習・スポーツ課 スポーツ振興係長

負担金を使っていたりしながら、各競技団体が主催となって年代別の教室をやっているのは事実ですが、そういうものを市主催事業と絡めて、市としてはきっかけづくりに参加していただいて、いろいろな種目といろいろな年代の方が参加していただくスポーツフェスティバルを検討しながら充実させていきたいと考えています。

#### ■委員

上手くいっているのは、いろいろな種目に市長杯を出すという方法です。地域の予選をすると参加が増えますし、PTAの参加が増えてきますので、地域も活性化してくるのではないかと思います。

#### ■委員

話を聞いていると、競技スポーツの裾野を広げるための事業のように聞こえてきますが、そういうことで良いのですか？

#### ●生涯学習・スポーツ課長

競技スポーツのみということではありません。あくまでも競技スポーツは競技スポーツの団体がします。きっかけでスポーツを楽しんでもらうということはあるので、競技スポーツだけではありません。

#### ●生涯学習・スポーツ課 スポーツ振興係長

昨年度、伊勢市スポーツ振興に関する意識調査を実施して、これは無作為に3,000名の方を選んで実施したものと、各小学校5年生1クラス、各中学校2年生1クラスの意識調査をさせていただきました。その中で、大人でスポーツをする人とならない人の二極化が進んでいます。その質問の結果として、普段何かスポーツをしていますか？という質問に対して、3分の2の方が何もしていませんと答えています。3分の1の方が2週間に1回以上の運動をしているという答えをしています。そういったところから、市が行う事業はまずきっかけ作りから入っていきたいと思っています。それは、生涯スポーツあるいは競技スポーツにつながっていくと思っていますが、そういう形で進めて行きたいと思っています。

もう1つ、参加したい市主催のスポーツ大会はどのようなものですかと聞かせていただいたときに、最も多いのが楽しく参加できるもの、その次に友達や仲間と参加できるもの、親子で参加できるが上位を占めていますので、市としてはそこから入っていきたいと思っています。ただ、それぞれきっかけを作った後で、それぞれの方が進むべき道というのは違ってくると思いますので、それ

を継続的に支援していくのは、生涯スポーツであればレクリエーション協会であったり、総合型地域スポーツクラブであり、あるいは、競技スポーツの方へ行きたいというのであれば、やはり主としては体育協会、各種の団体さんにごんばっていただいて、そこでいろいろなものをしていただくという流れをつくるための、きっかけ作りをやりたいというのがありますので、まずは、そこを主眼において市のスポーツ教室はやっていく、その中で体育協会やレクリエーション協会などいろいろな団体も入って、連携をとってやっていくことで、その流れができると思いますので、そういった形で今後進めて行きたいと思います。

#### ■委員

ちょっと風土が違うので、なんとも言えないのですが、タイのまちでは朝、そこら中の小さい公園で太極拳などを楽しんでいます。公園があり、公園にトラックがあって、その途中に簡単なマシンが置いてあります。誰でもそこに入っていき、その広場で毎日何かのいろんなことをやっています。市民が結構参加して楽しんでいるのですが、そのようなことがあるとレクリエーション的な楽しみも出てくるのかなと思います。

#### ●生涯学習・スポーツ課 スポーツ振興係長

市としては、総合型を押しさせていたっているのですが、住民の住まれている身近なところでスポーツに気軽に行き、そこに行ったら何かやっているということで参加できる、それがスポーツの充実を図っていくためには大切であるという中で、総合型スポーツクラブを推進しているということがありますので、そういうところを重要視しながら、スポーツの振興を図っていかねばならないと思っています。

#### ■委員

お伊勢さんマラソンは、私の知り合いも長野や神奈川から来て走っているのですが、結構最近盛り上がり参加者も増えてきているのですが、大学の駅伝選手権をやっていますが、あれを二日間にして、伊勢発、伊勢着にしてはどうでしょうか？誘客の面で有効だと思います。

#### ●生涯学習・スポーツ課 スポーツ振興係長

担当所属と話し合いながら検討していきたいと思っています。

#### ■委員

見る方でもやる方でも、触れ合う機会を増やすのは大切だと思います。

#### ■会長

まとめに入りたいと思います。まず、生涯スポーツの縦の組織作りをしっかりとってはどうかという意見がありました。市としては、きっかけ作りのところを担うということでした。後は、競技スポーツは体育協会、生涯スポーツはレクリエーション協会へ、地域主催のものは総合型スポーツクラブへ移行していくということで、市に残るのはきっかけ作りの市スポーツフェスティバルが残

るだろうとの見通しをいただきましたので、民間委託については、スリム化をするときにきっかけ作りは残すが、後は任せて行くということを明確に打ち出されているんだなということがわかりましたので、了解をしていきたいと思います。公平性については、全市的な取組を目指しているということは、高く評価されることだと思います。それと従来地域を中心としたものも並行してやられているということで、従来からの取りこぼしが無い公平性を保たれているという評価ができると思います。業務改善については、負担が減るという方向で良いですか？

#### ●生涯学習・スポーツ課長

施設もありますので、業務の重点をできるだけバランスよく取れればと思っています。

#### ■会長

社会的需要については、意識調査等で把握されていますが、二極化が進んでいるので、それを踏まえたニーズをどう満たして行くかという問題意識を持たれているということでしたので、その辺りを加味して、社会的需要を押さえているということを出してもらえればよいと思います。

それでは、以上で終わりたいと思います。